

令和7年4月定例教育委員会次第

日時： 令和7年4月21日（月）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第1号議案	犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	学校教育課
第2号議案	犬山市学校運営協議会委員の委嘱について	学校教育課
第3号議案	犬山市スポーツ推進委員の委嘱について	スポーツ交流課
第4号議案	犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第5号議案	犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第6号議案	犬山祭伝承保存委員会臨時委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第7号議案	犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について	学校教育課

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1)	後援名義使用承認に関する報告	文化推進課	No.1
(2)	令和7年度授業改善犬山プランについて	学校教育課	No.2
(3)	学校訪問計画について	学校教育課	No.3
(4)	令和7年度年間行事計画表について	学校教育課	No.4
(5)	5月・6月行事予定表について	学校教育課	No.5
(6)	教育委員会各課事務分担について	各課	No.6
(7)	令和7年2月議会について	教育部	No.7
(8)	犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について	スポーツ交流課	No.8
(9)	教育支援センターの利用状況について	学校教育課	No.9
(10)	デジタル活用講座の実施について	文化推進課	No.10
(11)	いじめ防止に向けて	学校教育課	No.11

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第1号議案

犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則
の制定について

犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則を別
紙のように定めるものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育支援センターの設置及び管理に
ついて定める必要があるからである。

犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例（令和7年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、センターの管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後3時まで（不登校等に関する相談にあつては、午後5時まで）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(利用の手続等)

第5条 センターの利用を希望する不登校児童生徒の保護者は、その旨を当該不登校児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）に願い出るものとする。

2 前項の願出を受けた校長は、当該願出に係る不登校児童生徒の出席状況等を記入した申請書を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、入室承認書により保護者及び校長に通知する

ものとする。

4 前項の承認に係る不登校児童生徒がセンターを利用できる期間は、当該承認によりセンターの利用開始を認める日から同日の属する年度の末日までとする。

5 前項の利用期間内におけるセンターの利用の中止については、指導の経過及び関係者の協議を踏まえ、教育委員会が判断するものとする。この場合において、教育委員会は、センターの利用の中止を決定したときは、保護者及び校長にその旨を通知するものとする。

(利用日の取扱い)

第6条 センターを利用する不登校児童生徒が、その在籍する学校の授業日においてセンターを利用した日は、当該学校に出席したものとして取り扱うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

犬山市教育委員会第2号議案

犬山市学校運営協議会委員の委嘱について

犬山市学校運営協議会規則第8条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、市内各校に学校運営協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度 犬山市立小中学校学校運営協議会委員（案）

任期：任命の日から当該日の属する年度の末日まで

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0101	犬山北小学校	河村 雅之	(6)学識経験者	継続
0102	犬山北小学校	奥村 貴美代	(6)学識経験者	継続
0103	犬山北小学校	山本 智子	(2)地域の住民	継続
0104	犬山北小学校	松田 修	(1)児童生徒の保護者	継続
0105	犬山北小学校	永田 真菜美	(1)児童生徒の保護者	新規
0106	犬山北小学校	板津 道代	(1)児童生徒の保護者	新規
0107	犬山北小学校	岡田 和明	(6)学識経験者	新規
0108	犬山北小学校	高木 浩行	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0109	犬山北小学校	長谷川 誠	(5)教職員	継続
0110	犬山北小学校	浅井 敬史	(5)教職員	継続
0201	犬山南小学校	富岡 智	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0202	犬山南小学校	子安 弘恭	(6)学識経験者	継続
0203	犬山南小学校	布目 訓久	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0204	犬山南小学校	長畠 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0205	犬山南小学校	伊藤 喜明	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0206	犬山南小学校	上垣外 勝安	(2)地域の住民	継続
0207	犬山南小学校	筆谷 充	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0208	犬山南小学校	藤田 一平	(1)児童生徒の保護者	新規
0301	城東小学校	谷 繁祐樹	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0302	城東小学校	奥村 英俊	(6)学識経験者	継続
0303	城東小学校	紀藤 統一	(2)地域の住民	継続
0304	城東小学校	大澤 秀教	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0305	城東小学校	中根 綾	(1)児童生徒の保護者	新規
0306	城東小学校	山内 一央	(2)地域の住民	継続
0307	城東小学校	三橋 みよ子	(2)地域の住民	継続
0308	城東小学校	渡辺 弘美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0309	城東小学校	土肥 美奈子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0310	城東小学校	井戸 孝之	(2)地域の住民	継続

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0401	今井小学校	奥村 政章	(2)地域の住民	新規
0402	今井小学校	松野 正哉	(1)児童生徒の保護者	新規
0403	今井小学校	長瀬 孝司	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0404	今井小学校	奥村 修	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0405	今井小学校	奥村 昌彦	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0406	今井小学校	林 すわ子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0407	今井小学校	林 成樹	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0408	今井小学校	奥村 由季恵	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0409	今井小学校	奥村 寿英	(6)学識経験者	継続
0410	今井小学校	西井 一博	(5)教職員	新規
0501	栗栖小学校	長瀬 尚美	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0502	栗栖小学校	仙石 友男	(2)地域の住民	継続
0503	栗栖小学校	長瀬 由武	(2)地域の住民	継続
0504	栗栖小学校	丸山 和成	(6)学識経験者	継続
0505	栗栖小学校	中津 和彦	(1)児童生徒の保護者	新規
0601	羽黒小学校	横井 耕市	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0602	羽黒小学校	今枝 稔幸	(2)地域の住民	継続
0603	羽黒小学校	澤野 勝己	(2)地域の住民	継続
0604	羽黒小学校	廣中 典子	(2)地域の住民	継続
0605	羽黒小学校	玉置 幸哉	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0606	羽黒小学校	丸山 幸治	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0607	羽黒小学校	沼 靖子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0608	羽黒小学校	森藤 正之	(1)児童生徒の保護者	新規
0609	羽黒小学校	久本 浩子	(5)教職員	新規
0610	羽黒小学校	青山 政男	(5)教職員	継続
0701	楽田小学校	宮田 亜子	(6)学識経験者	新規
0702	楽田小学校	松本 里美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0703	楽田小学校	杉本 裕子	(6)学識経験者	継続
0704	楽田小学校	河村 雅之	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0705	楽田小学校	森岡 万朱衣	(2)地域の住民	継続
0706	楽田小学校	安川 一郎	(2)地域の住民	新規

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0707	楽田小学校	元安 明	(2)地域の住民	継続
0708	楽田小学校	正岡 久和	(1)児童生徒の保護者	継続
0709	楽田小学校	吉野 孝博	(2)地域の住民	継続
0710	楽田小学校	浅岡 正視	(1)児童生徒の保護者	継続
0801	池野小学校	天野 久典	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0802	池野小学校	寺澤 千晴	(1)児童生徒の保護者	新規
0803	池野小学校	奥村 良生	(2)地域の住民	継続
0804	池野小学校	長岡 昭雄	(2)地域の住民	新規
0805	池野小学校	新井 里恵	(2)地域の住民	新規
0901	東小学校	伊藤 恭子	(2)地域の住民	継続
0902	東小学校	大塚 知美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0903	東小学校	瀬瀬 明三	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0904	東小学校	北原 由美子	(2)地域の住民	継続
0905	東小学校	島崎 友子	(1)児童生徒の保護者	継続
0906	東小学校	加藤 裕見子	(1)児童生徒の保護者	新規
0907	東小学校	永濱 奈穂	(5)教職員	継続
0908	東小学校	水野 雄介	(5)教職員	継続
1001	犬山西小学校	長 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1002	犬山西小学校	堀田 知人	(6)学識経験者	継続
1003	犬山西小学校	谷 和美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1004	犬山西小学校	石田 文孝	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1005	犬山西小学校	高木 優	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1006	犬山西小学校	下津 秋久	(2)地域の住民	継続
1007	犬山西小学校	高橋 佑二	(2)地域の住民	継続
1008	犬山西小学校	井辰 のどか	(1)児童生徒の保護者	新規
1009	犬山西小学校	林 すわ子	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1010	犬山西小学校	高木 潔	(5)教職員	新規
1101	犬山中学校	野村 秀夫	(6)学識経験者	継続
1102	犬山中学校	森川 純子	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1103	犬山中学校	林 昭夫	(1)児童生徒の保護者	継続
1104	犬山中学校	内田 真輔	(1)児童生徒の保護者	新規

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
1105	犬山中学校	佐藤 瑞	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
1106	犬山中学校	長 瀧 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1107	犬山中学校	安田 一生	(2)地域の住民	継続
1108	犬山中学校	後藤 武徳	(2)地域の住民	継続
1109	犬山中学校	山田 敦貴	(5)教職員	新規
1201	城東中学校	水野 幹伸	(6)学識経験者	継続
1202	城東中学校	林 すわ子	(2)地域の住民	継続
1203	城東中学校	大澤 みどり	(2)地域の住民	継続
1204	城東中学校	小川 直樹	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
1205	城東中学校	水田 香織	(1)児童生徒の保護者	新規
1206	城東中学校	山内 一央	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1207	城東中学校	井戸 孝之	(2)地域の住民	継続
1208	城東中学校	瀬上 圭太	(5)教職員	新規
1209	城東中学校	小澤 裕行	(5)教職員	継続
1301	南部中学校	横井 耕市	(2)地域の住民	継続
1302	南部中学校	森岡 万朱衣	(2)地域の住民	継続
1303	南部中学校	玉置 純二	(2)地域の住民	継続
1304	南部中学校	澤野 勝己	(2)地域の住民	継続
1305	南部中学校	押谷 重昭	(2)地域の住民	継続
1306	南部中学校	杉本 裕子	(2)地域の住民	継続
1307	南部中学校	伊藤 恭子	(2)地域の住民	継続
1308	南部中学校	伊藤 彰	(2)地域の住民	継続
1309	南部中学校	千葉 桂子	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1310	南部中学校	浅岡 正視	(1)児童生徒の保護者	継続
1401	東部中学校	河原 佳子	(6)学識経験者	新規
1402	東部中学校	斉木 淳一	(2)地域の住民	継続
1403	東部中学校	石田 耕司	(2)地域の住民	継続
1404	東部中学校	赤谷 浩	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1405	東部中学校	伊藤 恭子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1406	東部中学校	日向 尚子	(1)児童生徒の保護者	新規
1407	東部中学校	岩田 悠貴子	(1)児童生徒の保護者	新規

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
1408	東部中学校	小竹 摩記	(5)教職員	継続
1409	東部中学校	川田 哲陽	(5)教職員	継続

1 設置について

・学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、犬山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

・教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

・対象学校の校長は、毎年度次に掲げる事項についての基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

・協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 委員について

・協議会の委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 対象学校の校長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

・委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会の開催について

・協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議し、当該会議に係る議案をあらかじめ示した上で招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

犬山市教育委員会第3号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	職業	備考
1	とぎき 裕美子 戸崎 裕美子	無職	再任
2	びとう 美津子 尾藤 美津子	会社員	再任

【委嘱期間】

・令和7年5月10日～令和9年5月9日

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

犬山市スポーツ推進委員名簿（任期中の委員）

（令和7年4月21日現在）

NO	氏名	委嘱期間
1	仙田逸二	令和6年4月1日～令和8年3月31日
2	原正男	令和6年4月1日～令和8年3月31日
3	高木隆人	令和6年4月14日～令和8年4月13日
4	宮田孝秀	令和6年4月1日～令和8年3月31日
5	小島久美子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
6	奥村建治	令和6年4月1日～令和8年3月31日
7	吉野和美	令和6年4月1日～令和8年3月31日
8	保浦正幹	令和6年4月1日～令和8年3月31日
9	吉原田鶴子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
10	野呂一彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
11	戸崎裕美子	令和5年5月10日～令和7年5月9日
12	三輪みゆき	令和6年4月1日～令和8年3月31日
13	佐橋治彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
14	水谷美香	令和6年4月1日～令和8年3月31日
15	小島暁子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
16	伊藤浩申	令和6年4月1日～令和8年3月31日
17	武内名古	令和5年6月22日～令和7年6月21日
18	長谷川康子	令和5年6月22日～令和7年6月21日
19	尾藤美津子	令和5年5月10日～令和7年5月9日
20	野口ちひろ	令和6年11月1日～令和8年10月31日
21	石原有里菜	令和6年11月1日～令和8年10月31日

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市伝統的建造物保存委員会委員 名簿

今回委嘱を予定する委員

任期：令和7年5月1日～令和8年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	竹田 晴香	関係行政団体の職員	愛知県民文化局文化部文化芸術課 文化財室主事	新規

任期中の委員

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	岩田 敏也	学識経験者	東海工業専門学校 講師	
2	委員	清水 隆宏	学識経験者	愛知工業大学 准教授	
3	委員	溝口 正人	学識経験者	愛知淑徳大学 教授	
4	委員	伊神 清高	関係住民団体を代表するもの	本町町内会 町会長	
5	委員	梅田 佳和	関係住民団体を代表するもの	犬山市建築設計事務所協会	
6	委員	高木 文彦	関係住民団体を代表するもの	中本町町内会 町会長	

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市伝統的建造物保存委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議する。
- ・犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年。
- ・委員会に、会長、会長代理を置く。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

犬山市教育委員会第5号議案

犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山城防災対策検討委員会委員名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	千田 嘉博	学識経験者	名古屋市立大学高等教育院教授	継続
2	委員	西形 達明	学識経験者	関西大学名誉教授	継続
3	委員	麓 和善	学識経験者	名古屋工業大学名誉教授	継続
4	委員	森山 修治	学識経験者	日本大学工学部非常勤講師	継続

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する。
- ・犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城防災対策検討委員会を置く。
- ・犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災、防犯及びその対策に関する事項について調査し、又は審議する。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第9条第2項に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(2)委員会の開催について

- ・年3回程度開催。

犬山市教育委員会第6号議案

犬山祭伝承保存委員会臨時委員の委嘱について

犬山祭伝承保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山祭伝承保存委員会臨時委員を委嘱する必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会委員名簿

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員長	鬼頭秀明	(1) 学識経験者	文化庁文化審議会専門委員・ 中京大学文学部非常勤講師	任期中
2	委員長 代理	菊池健策	(1) 学識経験者	元文化庁文化財部伝統文化課主任 文化財調査官・ 神奈川大学非常勤講師	任期中
3	委員	入江宣子	(1) 学識経験者	日本民俗音楽学会・ 民俗芸能学会会員	任期中
4	委員	藤井健三	(1) 学識経験者	財団法人西陣織物館顧問	任期中
5	委員	石樽康彦	(1) 学識経験者	日本ロボット学会会員・ 日本機械学会会員・工学博士	任期中
6	委員	岩田敏也	(1) 学識経験者	愛知県文化財保護審議会委員・ 東海工業専門学校講師	任期中
7	委員	多和田兼道	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行、副会 長及び参与	(一社)犬山祭保存会会長専務理事	任期中
8	委員	小林幹和	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行、副会 長及び参与	(一社)犬山祭保存会参与	任期中
9	臨時 委員	栗谷和男	(3)その他教育委員会が必要とする者	中本町代表 ※任期：中本町修理事業完了迄	任期中
10	臨時 委員	三輪征宏	(3)その他教育委員会が必要とする者	寺内町代表 ※任期：寺内町修理事業完了迄	

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山祭伝承保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・全体会議を年2回、専門部会を必要に応じて開催。
- ・内容は、全体会議が事業方針の決定、事業計画の承認、実績報告等、専門部会が高度な専門知識を必要とする調査、検討会議等。

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市部活動地域移行検討委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月21日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市部活動地域移行検討委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市部活動地域移行検討委員会委員（案）

任期：審議期間

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	その他教育委員会が特に必要と認める者	大勝 志津穂	椋山女学園大学教授	新規
2	スポーツ団体又は文化団体の関係者	水野 晴雅	犬山市スポーツ協会事務局長	継続
3	学校関係者	後藤 栄吉	城東小学校校長 (市校長会会長)	継続
4	学校関係者	高木 順二	犬山中学校校長	継続
5	学校関係者	梅田 理奈子	今井小学校校長 (犬山市中学校吹奏楽連絡協議会)	新規
6	保護者代表	林 昭夫	犬山中学校PTA会長 (市PTA連合会会長)	新規
7	スポーツ団体又は文化団体の関係者	宮田 孝秀	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会会長	新規
8	スポーツ団体又は文化団体の関係者	梅田 佳和	犬山ポタリングクラブ スポーツ推進委員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会を設置する。
- 学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。
- 委員は10人以内とする。
- 委員の任期は、審議期間とする。

○犬山市部活動地域移行検討委員会規則に基づき、会議を開催する。

○委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・スポーツ団体又は文化団体の関係者
- ・学校関係者
- ・保護者代表
- ・その他教育委員会が特に必要と認める者

○委員会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

○会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 委員会の開催について

○必要に応じ開催

- ・令和7年度は5月、8月、12月、2月を予定